

■ 「公の施設」の指定管理者が決定しました

令和３年１２月議会定例会での議決を受け、「公の施設」について、管理運営を行う指定管理者を次のとおり決定しました。

No.	施 設 名	指定管理者となる団体の 名称及び所在地	指 定 期 間
１	五泉市障害者地域活動支援センターⅠ型あさひの家	社会福祉法人中東福祉会 五泉市本町６丁目７番７号	令和４年４月　１日から 令和７年３月３１日まで
２	五泉市障害者地域活動支援センターⅢ型虹工房	社会福祉法人中東福祉会 五泉市本町６丁目７番７号	令和４年４月　１日から 令和７年３月３１日まで
３	五泉市福祉会館	社会福祉法人五泉市社会福祉協議会 五泉市太田１０９２番地１	令和４年４月　１日から 令和９年３月３１日まで
４	五泉市村松さくらんど物産直売所	グリーン産業株式会社 新潟市中央区神道寺２丁目２番１０号	令和４年４月　１日から 令和５年３月３１日まで
５	五泉市村松観光開発会館	黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー 新潟市江南区船戸山５丁目７番２号	令和４年４月　１日から 令和７年３月３１日まで
６	五泉市村松黄金の里会館	黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー 新潟市江南区船戸山５丁目７番２号	令和４年４月　１日から 令和７年３月３１日まで